

柏崎市財務部税務課 育休代替非常勤職員募集要項

●市役所の本庁で勤務する育休代替非常勤職員を募集します。

随時募集しております。

※ ただし採用が決定した時点で、募集を打ち切ります。

1 採用職種・採用予定人数等

職種	採用予定数	勤務場所等
事務補助（育休代替）	1人	税務課土地係・家屋係 （柏崎市役所2階）

2 任用期間

令和8（2026）年8月1日から令和9（2027）年3月31日まで

3 受験資格

- ・ 年齢、性別、学歴は問いません。
- ・ パソコンのワード・クセルで表やグラフを使った文書作成ができる人。
- ・ 市の臨時的任用職員または非常勤職員として5年間以上勤務した人であっても、応募することが可能です。

4 勤務時間・報酬等

(1) 勤務日 月曜日から金曜日まで（休日を除く）の週5日勤務

(2) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）

(3) 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで

休憩時間：正午から午後1時まで（1時間）

※ 時間外勤務を命ずる場合があります。

- (4) 業務内容
- ・ 係内業務に関する電話・窓口対応
 - ・ 書類の印刷、封筒詰め、郵便発送業務など
 - ・ ワード、エクセルを使用した文書作成・データの入力

(5) 報酬 月額153,700円

賃金締切日：月末

賃金支給日：翌月21日（本人指定口座に振込み。同日が休日にあたる
ときは、その日前において支給日に最も近い休日以外の日）

※ 任用開始月の賃金は翌月に支給します。（開始月は支給なし）

※ 賃金支給対象期間中に欠勤が生じた場合、欠勤分の賃金を減額します。

- (6) 期 末 手 当 報酬月額の間 1.0 月分を、6 月と 12 月にそれぞれ 0.5 月ずつ支給。
(ただし、本募集における勤務期間では 6 月分の支給はありません)
- (7) 勤 勉 手 当 報酬月額の間 1.05 月分を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.525 月ずつ
支給。(ただし、本募集における勤務期間では 6 月分の支給はありません)
- (8) 費用弁償 通勤距離が片道 2 km 以上で、自動車または自転車で通勤する場合に
通勤にかかる費用弁所を支給します。
〔例：通勤距離 2 km 以上 4 km 未満 月額 2,900 円〕
- (9) 有 給 休 暇 あり(任用開始時に当該年度分として任用期間に応じた日数を付与)
取得単位：1 日又は 30 分(最低取得単位 30 分)
- (10) 各 種 保 険 社会保険(健康保険及び厚生年金)、雇用保険に加入します

5 そ の 他

- (1) 前項までの内容は変更される場合があります。その他任用に関することは、新潟県柏崎市
臨時職員等に関する規則(平成 13 年 2 月 13 日規則第 2 号)に定めるところによります。
- (2) 地方公務員法の適用を受けます。業務中に知り得た情報などは、在職中、退職後も引き続
き守秘義務があります。

● 申込方法等

- 1 申 込 方 法 以下の書類を、柏崎市税務課土地係・家屋係に提出してください。
(持参又は郵送とします。)

(1) 市指定の履歴書

(2) ハローワーク柏崎の紹介状

※ 市指定の履歴書は、ハローワークに用意してあります。また、柏崎市ホームページから
もダウンロードできます。

※ 提出書類が不備なものは受付できません。また、提出された応募書類は返却しません。
予めご了承ください。(受付時間：平日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで)

- 選 考 方 法 面接試験により選考します。面接時間は、応募受付時にお知らせします。
(郵送の方は、履歴書に記載されている電話番号に連絡します。)

■ 本募集についての問い合わせ先

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号

柏崎市財務部税務課(担当：小山)

TEL：0257-23-5111(内線 2212)

FAX：0257-24-7714